

# 介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります



平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、今後さらなる高齢化の進行が予測されます。高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に生かして要介護状態にならないように予防することが大切です。

このような状況を背景に「介護予防・日常生活支援総合事業」が、10月から始まります。

## 対象となる人

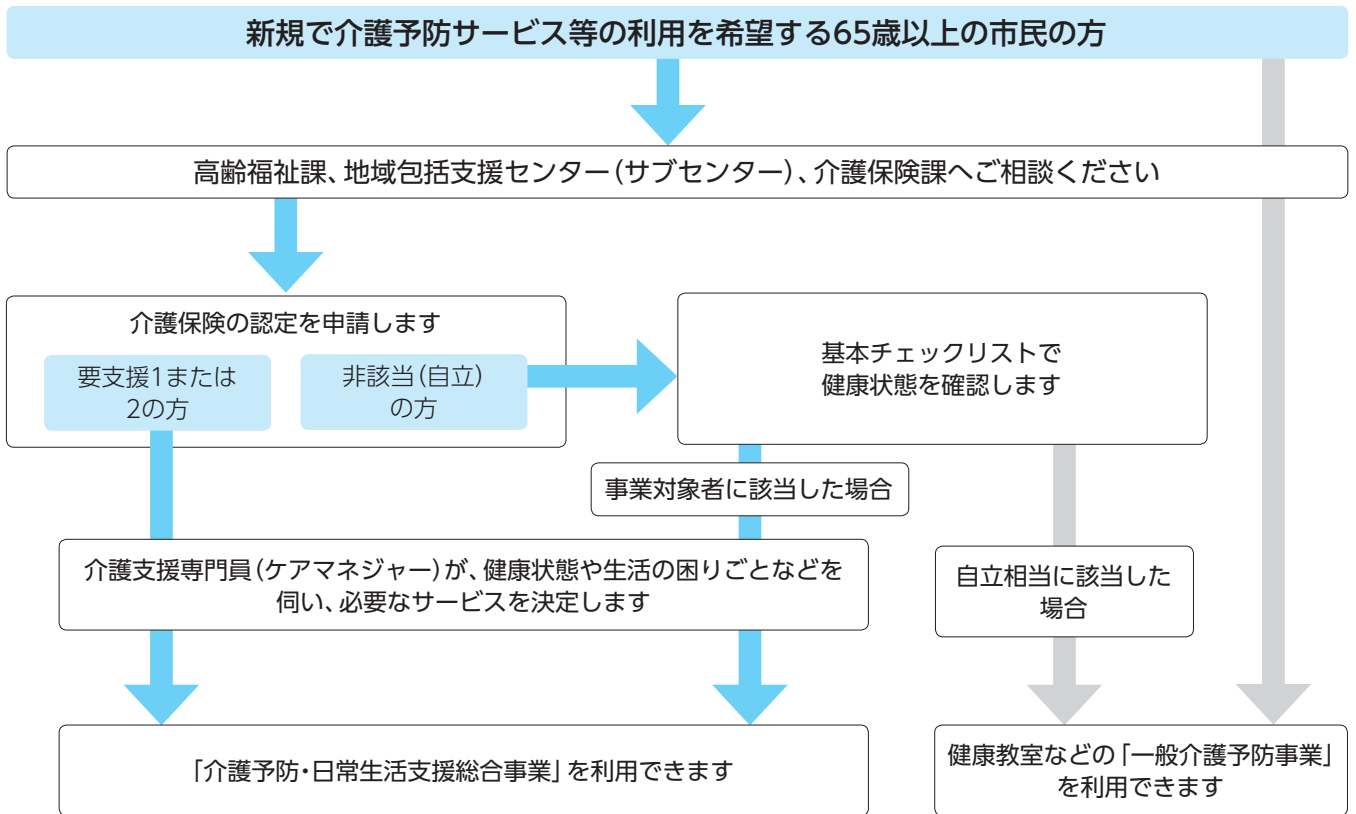
▷要支援認定を受けている方 ▷10月以降に要支援認定を更新する代わりに、基本チェックリスト※により総合事業対象者と判定された方 ※健康状態を確認するための簡単な質問票

## サービス内容

これまで要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部（訪問介護と通所介護）と介護予防事業がこの事業に移行します。

9月まで			10月から	
介護給付(要介護1~5)		変更なし	介護給付(要介護1~5)	
介護予防給付 (要支援1・2)	訪問看護、福祉用具 等	変更なし	介護予防給付(要支援1・2)	
	訪問介護(ホームヘルプサービス) 通所介護(デイサービス)	新事業へ	<b>介護予防・日常生活支援総合事業</b> (要支援1・2、総合事業対象者) ▶訪問型サービス(現行相当、短期集中型) ▶通所型サービス(現行相当、短期集中型) ▶一般介護予防事業	
<b>介護予防事業</b> (一次予防事業・二次予防事業) ▷総合型介護予防事業 ▷運動機能向上事業 ▷口腔機能向上事業 ▷栄養改善事業 ▷認知症予防事業 等		新事業へ		

## 総合事業のサービス利用の流れ



固総合事業に関すること      高齢福祉課    ☎43-9189    FAX43-2442  
 介護保険の認定等に関すること      介護保険課    ☎43-9083    FAX47-0732  
 市ホームページ内で「総合事業」を検索